

● 策定の基本的な考え方

- ① 財政運営の安定化を図りつつ、国保の都道府県単位化の趣旨の深化を図るため、法定外繰入れの着実な解消や保険税水準の統一、医療費適正化の更なる推進に取り組む。
- ② 次期運営方針の対象期間（令和6年度～令和8年度）において課題となる事項について、具体的な取組や将来的な目標を盛り込む。
- ③ 令和9年度の保険税水準の準統一の実現に向け、具体的な統一基準や今後結論を出すべき項目の課題や方向性を盛り込む。
- ④ 本県の市町村国保の現状を新たに盛り込む。

● 章・項目構成の変更

「策定の基本的な考え方」を踏まえ、新たな章として、「4 保険税水準の統一における標準保険税率等の算定方法」を追加し、以後の章番号を繰り下げる。

そのほか、市町村国保の現状の追加や激変緩和措置の終了等に伴う項目の追加・削除を行う。

※ 詳細は、5ページ「3期運営方針（章・項目案）」を参照

● 各章の主な変更点

1 基本的事項

- ・ 「対象期間」は、令和6年4月1日から令和9年3月31日までとする。
- ・ 「策定の目的」は、財政運営の安定化を図りつつ、国保の都道府県単位化の趣旨の深化を図るため、法定外繰入れの着実な解消や保険税水準の統一、医療費適正化の更なる推進に取り組む旨の記述とする。

2 国民健康保険の医療に要する費用及び財政の見通し

- ・ 「市町村国保の現状」の項目を追加し、被保険者数の推移や被保険者一人当たりの所得・医療費等の状況を新たに掲載する。
- ・ 令和9年度に保険税水準の準統一を実現するため、決算補填等目的（赤字）以外を含めた法定外一般会計繰入金全体を令和8年度までに解消することとする。
- ・ 財政安定化基金において、令和4年度から決算剰余金を積み立て、将来の納付金の著しい上昇の抑制等に活用できることとなったため、当該基金事業を追加する。

3 市町村ごとの納付金及び標準保険税率の算定方法

- ・ 「賦課の現状」として、県内市町村の応能応益割合や保険税率、保険税軽減世帯数などの状況を新たに掲載する。
- ・ 令和5年度で終了となる納付金算定に係る激変緩和措置の項目を削除する。
- ・ 納付金の仕組みや標準保険税率の種類など制度を説明する記述を追加する。
- ・ 標準保険税率の算定に用いる標準的な収納率について、現行方針における収納率目標の達成状況を踏まえ、設定方法を変更する。

4 保険税水準の統一における標準保険税率等の算定方法

- ・ 保険税水準の統一を進める上での段階（納付金ベースの統一、準統一、完全統一）ごとに、市町村と合意している事項や統一基準、今後検討すべき事項を記載する。
- ・ 令和9年度の準統一に当たっては、全市町村で賦課方式を2方式（所得割・均等割）、賦課限度額を政令同額で統一する。
- ・ 特定健康診査を始めとする保健事業については、全市町村の事業内容を統一することは困難なため、地域の健康課題に応じて同程度の規模の被保険者サービスを提供することを目指す。
- ・ 保険税及び一部負担金の減免について、県内統一の減免基準を定め、統一基準による減免については、県で全額財政支援を行う。

5 市町村における保険税の徴収の適正な実施

- ・ 「現状」として、本県の滞納世帯割合の推移や収納方法別割合、各市町村の収納率（現年度分）・口座振替率の状況を新たに記載する。
- ・ 収納率の向上には、収納方法の中で最も収納率の高い口座振替を推進する必要があることから、県内全市町村で口座振替を原則化することを目標とする。
- ・ 規模別収納率目標（現年度分）について、収納率の現状や直近の伸び率などを考慮し、被保険者の規模別に設定している区分の見直しを行った上で、区分別の目標値を設定する。

6 市町村における保険給付の適正な実施

- ・ 新型コロナウイルス感染症の収束に伴い、今後増加することが見込まれる海外療養費の支給について、給付の適正化に取り組むことを目標に追加する。
- ・ 第三者求償案件取組について、取組の強化を促す国からの通知の趣旨を踏まえ、目標を修正する。

7 医療費の適正化の取組

- ・ 「糖尿病の重症化予防の推進」を「生活習慣病の重症化予防の推進」とし、糖尿病以外の生活習慣病重症化予防の取組を追加する。
- ・ 「その他の医療費適正化の取組」の中に記載していた医療費通知については、既に全保険者で実施しているため削除し、適正受診・適正服薬を促す取組を独立させる。

8 市町村が担う事務の広域的及び効率的な運営

- ・ 高額療養費簡素化の申請手続等の事務の取扱いについて、令和9年度までに全市町村で統一的な対応ができる目指す。

9 保健医療サービス・福祉サービス等に関する施策との連携

- ・ 大きな変更点はなし。

10 施策の実施のために必要な関係市町村相互間の連絡調整等

- ・ 大きな変更点はなし。

第3期運営方針（章・項目案）

現運営方針（目次）

1 基本的事項

- (1)策定の目的
- (2)根拠規定
- (3)策定年月日
- (4)対象期間
- (5)PDCAサイクルの実施

2 国民健康保険の医療に要する費用及び財政の見通し

- (1)市町村国保の現状
- (2)医療費の動向と将来の見通し
- (3)財政収支の改善に係る基本的な考え方
- (4)法定外一般会計繰入金等の削減・解消の取組及び目標年次
- (5)財政安定化基金の運用

3 市町村ごとの納付金及び標準保険税率の算定方法

- (1)賦課の現状
- (2)保険税水準の統一について
- (3)納付金の算定方法
- (4)標準保険税率の算定方法

4 保険税水準の統一における標準保険税率等の算定方法

- (1)納付金ベースの統一(令和6年度～)
- (2)準統一(令和9年度～)
- (3)完全統一

5 市町村における保険税の徴収の適正な実施

- (1)保険税収納率の向上

1 基本的事項

- (1)策定の目的
- (2)根拠規定
- (3)策定年月日
- (4)対象期間
- (5)PDCAサイクルの実施

2 国民健康保険の医療に要する費用及び財政の見通し

- (1)医療費の動向と将来の見通し
- (2)財政収支の改善に係る基本的な考え方
- (3)赤字削減・解消の取組、目標年次等
- (4)財政安定化基金の運用

3 市町村ごとの納付金及び標準保険税率の算定方法

- (1)現状
- (2)保険税水準の統一について
- (3)納付金の算定方法
- (4)激変緩和措置
- (5)標準保険税率の算定方法

4 市町村における保険税の徴収の適正な実施

- (1)保険税収納率の向上

第3期運営方針（章・項目案）

現運営方針（目次）

6 市町村における保険給付の適正な実施

- (1)レセプト点検の充実強化
- (2)療養費の支給の適正化
- (3)海外療養費の支給
- (4)第三者行為求償等の取組
- (5)市町村が支給決定した保険給付の確認

7 医療費の適正化の取組

- (1)データヘルスの推進
- (2)特定健康診査受診率・特定保健指導実施率の向上
- (3)ジェネリック医薬品の使用促進
- (4)生活習慣病の重症化予防の推進
- (5)健康長寿埼玉プロジェクト等の推進
- (6)適正受診・適正服薬を促す取組
- (7)市町村に対する県の支援
- (8)医療費適正化計画との関係
- (9)保険事業の統一に向けた検討

8 市町村が担う事務の広域的及び効率的な運営

- (1)事務の標準化
- (2)事務の共同化の検討

9 保健医療サービス・福祉サービス等に関する施策との連携 ..

- (1)介護等との連携
- (2)高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施
- (3)特定健診(特定保健指導)と市町村の衛生部門における検診事業等との連携

10 施策の実施のために必要な関係市町村相互間の連絡調整等

5 市町村における保険給付の適正な実施

- (1)レセプト点検の充実強化
- (2)療養費の支給の適正化
- (3)第三者行為求償等の取組
- (4)市町村が支給決定した保険給付の確認

6 医療費の適正化の取組

- (1)データヘルスの推進
- (2)特定健康診査受診率・特定保健指導実施率の向上
- (3)ジェネリック医薬品の使用促進
- (4)糖尿病の重症化予防の推進(糖尿病性腎症重症化予防対策事業の実施)
- (5)健康長寿埼玉プロジェクト等の推進
- (6)その他の医療費適正化の取組
- (7)県の取組
- (8)医療費適正化計画との関係
- (9)保健事業の統一に向けた検討

7 市町村が担う事務の広域的及び効率的な運営

- (1)事務の標準化
- (2)事務の共同化の検討

8 保健医療サービス・福祉サービス等に関する施策との連携 ..

- (1)介護等との連携
- (2)高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施
- (3)特定健診(特定保健指導)と市町村の衛生部門における検診事業等との連携

9 施策の実施のために必要な関係市町村相互間の連絡調整等

..... P38